の契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）をいう。以下イ及びロにおいて同じ。）を行う場合にあっては、次の(1)又は(2)に掲げる特別特定信用事業代理行為の内容の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める者であること。

(1)　当座貯金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介　当座貯金業務若しくは資金の貸付業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であって、当座貯金業務を的確に遂行することができると認められる者

(2)　法第九十二条の二第二項第一号及び第三号に掲げる行為　資金の貸付業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であって、当該業務を的確に遂行することができると認められる者

［削る。］

ロ　申請者が法人（二以上の事務所で特定信用事業代理業を行う個人を含む。）であるときは、その行う特定信用事業代理業の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者（当該特定信用事業代理業の業務に関する十分な知識を有する者に限る。）を当該特定信用事業代理業の業務を行う営業所又は事務所（主たる営業所又は事務所以外の

の契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）をいう。ロにおいて同じ。）を行う場合にあっては、次に掲げる行為の内容の区分に応じそれぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。

(1)　事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいう。ロ、第六号ハ及び第七号ロにおいて同じ。）であってその契約の締結に係る審査に関与しない場合　資金の貸付業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること（申請者が兼業業務を行わない場合を除く。）。

(2)　法第九十二条の二第二項第一号及び第三号に掲げる行為を行わない場合　当座貯金業務又は資金の貸付業務に通算して三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

(3)　(1)及び(2)以外の場合　資金の貸付業務に三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

ロ　申請者が法人（二以上の事務所で特定信用事業代理業を行う個人を含む。）であるときは、その行う特定信用事業代理業の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者（当該特定信用事業代理業の業務に関する十分な知識を有する者に限る。）を当該業務を行う営業所又は事務所ごとに、当該責任者を指揮し法令等の遵守の確保を統括

営業所又は事務所（以下ロにおいて「従たる営業所等」という。）に他の従たる営業所等における当該特定信用事業代理業の業務を管理する部署を置いた場合にあっては、当該部署を置いた従たる営業所等）ごとに、当該責任者を指揮し法令等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者（当該特定信用事業代理業の業務に関する十分な知識を有する者に限る。）を主たる営業所又は事務所に、それぞれ配置していること。ただし、特別特定信用事業代理行為を行う場合にあっては、これらの責任者又は統括責任者のうちそれぞれ一名以上は、次の(1)又は(2)に掲げる特別特定信用事業代理行為の内容の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める者であることとし、一の営業所又は事務所においてのみ当該特定信用事業代理業の業務を行う場合は、統括責任者を置くことを要しない。

(1)　当座貯金の受入れを内容とする契約の締結の代理又は媒介　当座貯金業務若しくは資金の貸付業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であって、当座貯金業務を的確に遂行することができると認められる者

(2)　法第九十二条の二第二項第一号及び第三号に掲げる行為　資金の貸付業務に従事したことのある者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であって、当該業務を的確に遂行することができると認められる者

管理する業務に係る統括責任者（当該特定信用事業代理業の業務に関する十分な知識を有する者に限る。）を主たる営業所又は事務所の当該業務を統括する部署に、それぞれ配置していること。ただし、特別特定信用事業代理行為を行う場合にあっては、責任者及び統括責任者のそれぞれ一名以上は、次に掲げる特別特定信用事業代理行為の内容の区分に応じそれぞれ次に掲げる者であることとし、一の営業所又は事務所においてのみ当該業務を行う場合は、統括責任者を置くことを要しない。

(1)　事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品であってその契約の締結に係る審査に関与しない場合　資金の貸付業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること（申請者が兼業業務を行わない場合並びに申請者が保険会社その他農林水産大臣及び金融庁長官が定めるものである場合を除く。）。

(2)　法第九十二条の二第二項第一号及び第三号に掲げる行為を行わない場合　当座貯金業務又は資金の貸付業務に通算して三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。